

# 高畠町公式ホームページにバナー広告を掲載してみませんか

高畠町では、新たな財源を確保し、情報の周知をはじめ、町民活動への還元を目的に町ホームページに掲載する有料バナー広告を募集しています。広告による収入は町の財源として有効に役立てます。



## バナー広告の詳細

### 規格

- ◆掲載場所／くらしの情報トップページの下部 6枠
- ◆大きさ／縦 76 ピクセル×横 230 ピクセル
- ◆容量／ 50 キロバイト以内
- ◆形式／ GIF、JPEG、PNG のいずれか
- ※点滅やアニメーションの仕様は不可

### 掲載単価

- ◆1枠あたり月額 12,000 円
- ◆6か月以上連続申込の場合 1か月 11,000 円
- ◆12か月以上連続申込の場合 1か月 10,000 円
- ※「広告掲載決定通知書」内に記載されている期限までに、納付書により広告掲載料を払い込んでください。

### 掲載単位

- ◆1か月以上(複数月の申し込みも可能です)
- ◆長期の申し込みを優先します

### 広告データの作成

- ◆広告原稿は、広告主の負担で作成し、掲載を希望する日の14日前までに、町が指定する方法により提出してください。

### 募集条件

- ◆バナー広告は、各自作成のこと
- ◆バナー広告およびリンク先ホームページについて、高畠町有料広告掲載基準に適合していること

## 広告掲載までの流れ

### ①申し込み

- ◆申込書に広告データを添付して、メールまたは郵送により町企画財政課に提出してください。
- ◆申込書は、町企画財政課窓口または町ホームページからダウンロード可能です。



▲町HP

申込書のダウンロードは  
こちらから

### ②審査

- ◆ご提出いただいた広告及びリンク先ホームページの内容について、高畠町有料広告掲載基準に基づいて審査を行います。
- ※リンク先のページが、法令・条例・規則に違反するもの、公序良俗に反するもの、政治・宗教活動、または個人的宣伝に関するものや意見広告など、広告として掲載できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

### ③掲載場所の決定

- ◆広告掲載の優先順位は「国、地方公共団体」「町内事業所」「町外事業所」となります。同一順位内における優先順位は、申込順とさせていただきます。
- ◆掲載枠数を超える申し込みがあった場合、掲載できない場合もありますのでご了承ください。
- ◆掲載箇所は指定できませんのでご了承ください。

### ④審査結果等の通知

- ◆広告掲載の可否について、町から申込者に通知します。掲載の場合は、広告掲載決定通知書と併せて納付書を送付します。掲載できない場合は、「広告非掲載決定通知書」を送付します。

### ⑤広告料の払い込み

- ◆広告掲載決定通知書に記載する期限までに、納付書により広告掲載料を払い込んでください。
- ◆掲載料は前納していただくことになります。

申込・問合せ先／町企画財政課広聴広報係  
☎(52)4476  
e-mail / kikaku@town.takahata.yamagata.jp

